

平成26年度 鏡野町放課後児童クラブ入所児童の募集について

平成26年度に放課後児童クラブの利用を希望される方は、以下の内容により入所の手続をお願いします。

1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍(予定)し、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね1年生から3年生の児童、又は健全育成上指導を要すると町長が認めた児童。

なお、定員に余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。(この場合の受入順は4年生から順次とします。)

※夏休み等限定の短期及び一時的な利用はできませんが、定員に余裕があれば、夏休みは6月から、冬休みは11月から、春休みは2月から申請書の受付を行います。

2. 放課後児童クラブ名、実施場所及び定員

放課後児童クラブ名	実施場所	定員
南区放課後児童クラブ	鏡野町古川50番地	50
香々美学区放課後児童クラブ	鏡野町香々美828番地	10
大野学区放課後児童クラブ	鏡野町円宗寺825番地	25
鶴喜学区放課後児童クラブ	鏡野町下森原405番地	30
奥津学区放課後児童クラブ	鏡野町女原32番地8	10

3. 入所申込及び決定 提出書類

- ①利用申請書(申請書は、保健福祉課・各放課後児童クラブ・各保育園・幼稚園にあります。)
- ②就労証明書(両親とも必要です)

受付期間・場所
平成25年12月2日(月)から平成25年12月27日(金)
鏡野町役場保健福祉課 平日 8時30分～17時15分

各放課後児童クラブ 平日 15時～18時
土曜日 7時30分～18時

入所の決定

平成26年1月下旬までに郵送で通知します。

4. 開所日及び開所時間

曜 日	開 所 時 間
平日(月～金曜日)	下校時から午後6時まで
土曜日及び長期休業日	午前7時30分から午後6時まで

5. 休所日

- (1)日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2)12月29日から1月3日までの日
- (3)8月13日から8月15日までの日
- (4)台風等により小学校が臨時休校となった場合

6. 費用

内 容	金 額	徴収時期等
利用料	月額 10,000円	月末に徴収させていただきます。 おやつ代、文具費等は利用料に含みます。 ※利用料の日割り計算はできません。 児童クラブ共済制度 (財)児童健全育成推進財団 (傷害保険料3,600円賠償責任保険料200円)
保険料	年額 3,800円	
その他	実 費	遠足等は実費を徴収させていただきます。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係
電話(0868)541-2986

鏡野町

子ども・子育てに関する町民アンケート調査

～ご協力をお願いします～

国において平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、本町ではこの法律に基づき、平成27年度から5年間計画として「鏡野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この計画は、町民のみならずが教育・保育・子育て支援をどの程度必要とするのかを把握し、今後の確保策などを示すものです。

平成25年12月上旬に、小学校入学前のお子さん、小学校に通うお子さんがいる保護者の方全員にアンケートを配布させていただきます。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係
電話(0868)541-2986